理事長 小林 弘祐

新型コロナウイルス感染症の対応について(通知)【第12報】 教職員対象

2020年4月16日、政府主導の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されました。この改定により、緊急事態宣言の対象区域に属する7都府県(東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県)に、新たに6道府県(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)を加えた地域を「特定警戒都道府県」と総称するとともに、これら特定警戒都道府県以外の県についても、感染拡大の傾向がみられることから、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

このことを受け、本法人においても法人全体の機能保全を含めた各種業務の継続性と教職員及びその家族の健康と安全性を確保する観点から、病院を除く各所属教職員においては、これまでの対応に加えて、新たに在宅勤務期間中における研究活動の取扱い等について定めましたので通知いたします。

なお、引き続き基本的な予防対策として、「健康観察記録票」を利用して毎日の検温を実施するとともに、日頃から、うがい、手洗い、マスク着用(手作りマスクを活用)など感染予防対策を徹底してください。今後の伝播状況についても最新の関連情報に注意し慎重な判断・行動をお願いします。

※健康観察記録票 https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/news/20200331-04.html

記

- 1. 2020年5月31日(日)まで、原則として国内外の業務出張及び講演会等の参加を禁止します。また、当面は国外出張に学生を同伴することは控えてください。
- 2. 当面は私事での海外渡航と国内旅行は自粛してください。

なお、すでに渡航している場合で帰国時に体調不良があれば、必ず空港検疫に申し出てください。体調不良がない場合でも帰国後14日間は、朝夕の検温と症状観察をしてください。症状の有無や渡航先により、大学への入構が制限されます。

[新型コロナウイルス感染症に係る海外渡航者の帰国後の対応について 参照]

- 3. 次の症状等がある方は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡していただくととも に、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。
  - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方。(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)
  - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方。
  - ③ 重症化しやすい高齢者(65歳以上)や糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、上記①②の状態が2日程度続く場合。
  - ④ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
- 4. 新型コロナウイルス感染症の「患者(確定例)」と濃厚接触があった方(濃厚接触者\*)及び「疑似症患者」と濃厚接触があった方は、以下の対応をしてください。\*下記【用語の定義】を参照の事
  - ① 速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡してください。
  - ② 上記3の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の自宅待機を要請します。速やかに所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。(欠 勤扱いとしない。)
  - ③ 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部・研究科等事務室へ連絡し、発熱や 息苦しさ等の呼吸器症状がないことを確認したうえで出勤してください。
  - ④ 経過観察中に上記3の症状が出現した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電 話連絡していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室に 連絡してください。
- 5. 研究者、研修者等の受け入れについて 海外からの受け入れは、当面、延期もしくは中止してください。
- 6. ゼミ、集中講義、学会等を開催、参加する場合 不要不急のイベントの開催、参加については、中止または延期してください。可能な限りオンラインでの開催を検討してください。
- 7. 在宅勤務・分散勤務の実施について

2020年5月6日(水)まで、法人本部、教学本部及び学部等は、各部署の業務内容に合わせて、可能な限り在宅勤務に移行するとともに、一部分散勤務(白金・相模原)を実施してください。

8. 時差出勤の期間延長について

分散勤務をする職員のうち公共交通機関を利用する方を対象に、時差出勤を2020年5月6日(水)まで延長します。感染リスクの軽減と感染拡大防止のため、別途通知に基づき対応してください。なお、管理職及び教員(裁量労働制適用者)も同様に、在宅勤務並びに時差出勤にご協力ください。

## 9. 研究活動の継続について

可能な限り在宅勤務を活用するとともに、継続中の実験や研究については、例えば以下 (ア)~(カ)のような場合において、最低限の研究活動維持に必要な学内への立ち入りを行う場合には、感染拡大防止や自身の健康に配慮した上で、研究継続体制を整えるなどの工夫を 行ってください。

なお、研究活動維持を目的とした場合を含め、学生(指導教員等が認めた大学院生を除く)の学内への立ち入りに関して、白金キャンパス、相模原キャンパスにおいては、2020年5月6日(水)まで入構禁止としております。その他のキャンパスにおいても、感染拡大防止の観点から最低限に留めるようご協力ください。

- (ア)研究に使用する生物(※)の維持・管理
- (イ) 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理
- (ウ) 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理
- (エ)研究に必要な基幹インフラ (実験施設・設備、情報システムなど)の稼働・ 維持・管理
- (オ) 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
- (カ) その他法令等の義務の順守等に必要な場合
- ※実験動物の飼養及び保管にあたっては、関係法令等を踏まえ 適切に実施してください。
- 10. 教職員の集団による課外活動(テニス部、野球部、華道部等)は、学生と同様に2020年 5月31日(日)まで禁止とします。
- 11. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合

十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事による免疫機構の維持を心がけてください。また、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してください。

【用語の定義】 ※新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 抜粋 (国立感染症研究所 感染症疫学センター 2020 年 4 月 20 日版)

- ◇「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- ◇「疑似症患者」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。
- ◇「濃厚接触者」とは、「<u>患者(確定例)」の感染可能期間(※)</u>に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
  - ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する。)

- ※「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間とする。
- ・発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭通、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
- ○関連情報ホームページ
- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

- ・帰国者・接触者相談センター(都道府県別)
  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html</a>
- ・文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページhttps://www.mext.go.jp/a\_menu/coronavirus/index.html

以上

《本件問い合わせ先》

人事部 (飯淵・石井・中村/03-5791-6192)

jinji@kitasato-u.ac.jp

研究支援センター (中村・平川/042-778-7814)

shienc@kitasato-u.ac.jp

国際部(髙山・花田/042-778-9730)

kokusai@kitasato-u.ac.jp